

2020年12月度以降の講習会募集について

当連合会では9月現在、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況に鑑み、講習会の募集定員を会場最大収容数の50%以下に設定しております。そのため従来短期間で満席（受付終了）の講習会がより早期に満席となっております。これらの状況を受け、多数の事業場様に受講いただくため、当連合会では2020年12月度実施予定の講習会より受付方法を改めさせていただきます。

急な運用とはなりますが何卒ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

申込可能人数・対象講習会（実施日程ごとの制限）：

- * 1事業場につき5名様まで 「有機溶剤作業主任者技能講習」
- * 1事業場につき5名様まで 「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」
- * 1事業場につき3名様まで 「産業用ロボット教示等業務特別教育」
- * 「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」については現在開催可否を検討中のため、
開催初回は1事業場につき1名様まで、2回目以降は1事業場につき3名様までとします。

その他の技能講習・特別教育・セミナー等には現在申込制限はございません。

対象期間：2020年12月度以降（2020年10月1日より受付開始分）～当分の間

特記事項：本対応は今後、変更の可能性があります。申込時の各募集案内を確認願います。

なお、募集開始後の受付状況により申込制限の緩和（上限を増やす）あるいは解除（上限なし）する場合があります。

制限の緩和等は募集開始から2週間後の営業日に残席がある場合に行います。

（例）10/1 受付開始、申込制限あり→10/15 残席あり、午後1時 制限緩和（解除）

注意事項：申込制限期間中の各上限を超える申込は、事業場様に連絡のうえキャンセルとし、該当分の受講費用については口座振込にて送金手数料を控除して返金いたします。

以上